

日の出診療所介護予防センター運営規程

(1) 施設の名称等

- ・施設名 日の出診療所介護予防センター
- ・開設年月日 2006年6月1日
- ・所在地 奈良県大和高田市日之出町11番6号
- ・電話番号 0745-24-5477
- ・FAX番号 同上
- ・管理者名 佐藤 崇
- ・介護保険指定番号 (2970200719号)

(2) 事業の目的

日の出診療所介護予防センターは、看護、医学的管理の下での自立支援に向け、介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などのサービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことが出来るように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を一日でも長く継続できるよう支援することを目的とする。

(3) 運営方針

- ① 高齢者への行き届いた介護、看護、医療とリハビリを提供できるよう質の確保と向上に努めます。
- ② 福祉と医療の機能を備えた施設として、ケアとともに生活援助の場としてふさわしい処遇に努めます。
- ③ 地域に開かれた施設として、ボランティア活動の積極的な受け入れや、ボランティア養成などにも取り組みます。

(4) 職員の職種、員数および職務内容

- ① 管理者（医師） 1名
管理者は、利用者の健康管理、及び、事業所の職員および業務の管理を一元的に行う。
- ② 介護職員 2名以上
介護職員は、通所リハビリテーション計画にもとづいて適切な介護サービスを提供する。
- ③ 看護職員 1名以上
看護職員は、利用者の健康状態の把握および看護等の処置を行う。
- ④ 理学療法士、又は、作業療法士 2名以上
理学療法士または作業療法士は、通所リハビリテーション計画にもとづいて適切なリハビリテーションを行う。

(5) 利用定員

利用定員は、午前1単位20名。

(6) 営業日及び営業時間

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、国民の休日、12月30日から1月3日を除く。

② 営業時間 午前9時から午後5時まで。

③ サービス提供時間 (午前) 9時～12時

(7) サービス内容

① 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション計画の立案

② 医学的管理・看護

③ 介護

④ 機能訓練

⑤ 居宅と事業所間の送迎サービス

⑥ その他

(8) 料金等

① 指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準額によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合の額とします。

② 当該サービスが法定代理受領サービスでないときは、介護報酬告示上の額とします。

(介護保険制度では、要介護認定による要介護区分によりサービス単位が異なります。また、自己負担割合により利用金額も異なります。)

(9) サービス利用にあたっての留意事項

サービスの利用にあたっては、重要事項説明書を交付して説明を行い、利用者またはその家族の同意を得ます。

(10) 通常事業の実施地域

・大和高田市

・香芝市および広陵町の一部(葛城川以西かつ県道柳坂大谷線～112号線以南かつ県道広谷秋廻り線～香芝南廻り線以東かつ国道165号線以北の範囲)

(11) 協力医療機関等

当施設では、緊急時に日の出診療所及び近隣の医療機関と連携し対処します。

◇ 緊急時の連絡先

なお緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

(12) 要望及び苦情の相談

当施設には介護支援専門員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せいただければ、すみやかに対応いたします。

電話番号 0745-24-5477 日の出診療所介護予防センター管理者まで

0745-22-1101 大和高田市介護保険課

0744-29-8311 奈良県国民健康保険団体連合会

(13) 災害対策

- ① 防火計画により、利用者の避難誘導訓練等、安全確保に十分な対応を行ないます。
- ② 防火訓練計画により年2回の実施とともに、日常防火、点検を行ないます。

(14) 虐待防止

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う場合もあります。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修を行います。
- ④ 定期的な研修を適切に実施するための担当者を設置します。

(15) 業務継続計画の策定

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(16) ハラスメント防止

- ① 適切な通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

(17) 感染症対策

- ① 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備します。
- ② 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う場合もあります。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ③ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- ④ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的 to 実施します。

(18) 身体拘束廃止

- ① 当施設は原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は施設管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を様式に記載し、家族等に説明、同意を求めます。

(19) その他運営についての重要事項

- ① 指定通所リハビリは、従業員の資質向上を図る為の研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備いたします。

採用時研修 採用3ヶ月

継続研修 年2回

- ② 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- ③ 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用計画とします。
- ④ この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会医療法人健生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

(20) 附則

この規定は、平成18年8月1日から施行します。

平成27年10月1日一部改正

平成31年4月1日一部改正

令和3年4月1日 一部改正

令和4年10月1日一部改正

令和5年8月1日一部改正

令和6年3月1日一部改正

令和7年2月1日一部改正

日の出診療所介護予防センター重要事項説明書

1、通所リハビリテーションの概要

〔介護〕通所リハビリテーションについては、要介護者の家庭での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画書に基づき、当施設をご利用いただき、理学療法、作業療法、その他必要な生活リハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るためにサービス提供します。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる医師、理学療法士、及び、その他専ら通所リハビリテーションの提供にあたる従業者の協議によって、通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れて作成し、通所リハビリテーション計画に従ったサービス実施状況、及び、その評価を介護記録等に記載し、ご希望により開示できますよう整備しております。

〔介護予防〕通所リハビリテーションについては、予防給付の対象者である介護高齢者（要支援1・要支援2）の運動機能を改善させ、要介護状態に陥る時期を遅らせるとともに要介護度の進行を食い止める為に、介護予防サービスを実施する施設であります。

介護予防サービス計画に基づき、当施設をご利用いただき、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るためにサービス提供します。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる医師、理学療法士、及び、その他専ら介護予防通所リハビリテーションの提供にあたる従業者の協議によって、介護予防通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れて作成し、計画に従ってのサービス実施状況及びその評価を介護記録等に記載し、希望により開示出来ますよう整備しております。

2、施設の職員体制

① 管理者（医師） 1名

管理者は、利用者の健康管理、及び、事業所の職員および業務の管理を一元的に行う。

② 介護職員 2名以上

介護職員は、通所リハビリテーション計画にもとづいて適切な介護サービスを提供する。

① 看護職員 1名以上

看護職員は、利用者の健康状態の把握および看護等の処置を行う。

② 理学療法士、又は、作業療法士 2名以上

理学療法士または作業療法士は、通所リハビリテーション計画にもとづいて適切なリハビリテーションを行う。

3、利用定員

利用定員は、午前1単位20名。

4、営業日及び営業時間

- （1）営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の休日、12月30日から1月3日を除く。

(2) 営業時間 午前9時から午後5時まで。

(3) サービス提供時間 (午前) 9時～12時

5、サービス内容

- ① 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション計画の立案
- ② 医学的管理・看護
- ③ 介護
- ④ 機能訓練
- ⑤ 相談援助サービス
- ⑥ その他

6、通常事業の実施地域

- ・大和高田市
- ・香芝市および広陵町の一部（葛城川以西かつ県道柳坂大谷線～112号線以南かつ県道広谷秋廻り線～香芝南廻り線以東かつ国道165号線以北の範囲）

7、協力医療機関等

当施設では、緊急時に日の出診療所及び近隣の医療機関と連携し対処します。

*緊急時の連絡先

なお緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

8、要望及び苦情の相談

当施設には介護支援専門員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せいただければ、すみやかに対応いたします。

電話番号 0745-24-5477 日の出診療所介護予防センター管理者まで

0745-22-1101 大和高田市介護保険課

0744-29-8311 奈良県国民健康保険団体連合会

9、災害対策

- ① 防火計画により、利用者の避難誘導訓練等、安全確保に十分な対応を行ないます。
- ② 防火訓練計画により年2回の実施とともに、日常防火、点検を行ないます。

10、虐待防止

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う場合もあります。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修を行います。
- ④ 定期的な研修を適切に実施するための担当者を設置します。

11、業務継続計画の策定

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリ

テーション)の提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12、ハラスメント防止

- ① 適切な通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

13、感染症対策

- ① 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備します。
- ② 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う場合もあります。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ③ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- ④ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

14、身体拘束廃止

- ① 当施設は原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は施設管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を様式に記載し、家族等に説明、同意を求めます。

15、その他運営についての重要事項

- (1) 指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションは、従業者の資質向上を図る為の研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備いたします。

採用時研修	採用3ヶ月
継続研修	年2回

- (2) 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

- ① 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用計画とします。
- ② この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人健全会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

16、利用料金

- ・指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準額によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるとき

は、利用者の負担割合の額とします。

- ・当該サービスが法定代理受領サービスでないときは、介護報酬告示上の額とします。

(介護保険制度では、要介護認定による要介護区分によりサービス単位が異なります。また、自己負担割合により利用金額も異なります。)

1. 保険 負担分 [令和6年6月介護報酬改定による告示額]

地域区分に基づく1単位の単価 (7級地) 10.17円

(要支援の方)

介護予防通所リハビリテーション費 要支援1 2268単位/月

要支援2 4228単位/月

(利用開始した月から12ヶ月経過した場合 要支援1-120単位 要支援2-240単位)

サービス提供体制強化加算(I) 要支援1 88単位/月

要支援2 176単位/月

科学的介護推進体制加算 40単位/月

介護職員処遇改善加算(I) 1月につき +所定単位×86/1000円

退院時共同指導加算 1回につき 600単位

(要介護の方)

通所リハビリテーション費(1時間以上2時間未満) 要介護1 369単位/回

要介護2 398単位/回

要介護3 429単位/回

要介護4 458単位/回

要介護5 491単位/回

通所リハビリテーション費(2時間以上3時間未満) 要介護1 383単位/回

要介護2 439単位/回

要介護3 498単位/回

要介護4 555単位/回

要介護5 612単位/回

サービス提供体制強化加算(I) 22単位/回

短期集中個別リハビリテーション加算 110単位/回

科学的介護推進体制加算 40単位/月

理学療法士等提供体制加算 30単位/回

介護職員処遇改善加算(I) 1月につき +所定単位×86/1000円

退院時共同指導加算 1回につき 600単位

2. 自費負担分(保険外)

教養娯楽費 (クラブ活動で使用する学習資料、文具などの提供費用)

※不要な場合はお申し付け下さい。 50円(介護保険外)

日用品費 (石鹸、ペーパータオル、トイレトペーパーなどの提供費用)

※不要な場合はお申し付け下さい。 50円(介護保険外)

17、支払い方法

- ・毎月15日以降に前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払い下さい。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。利用毎にお支払いを希望される場合は、別途ご相談ください。
- ・支払い方法は、現金・口座振替の2方法があります。利用申込み時にお選び下さい。

18、当施設利用に際しましてのご確認事項

- ・当施設では、利用中は禁煙とさせていただきます。
- ・当施設では、飲酒状態によるご利用はお断り致します。
- ・当施設では、携帯電話の持ち込み（サービス利用中の使用）、飲食物の持ち込みはお断りさせていただきます。
- ・当施設では、利用者、家族の著しい不信行為・暴力・暴言・威嚇（口頭によるもの含む）、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、モラルハラスメント、及びそれらと相応又は同等の行為によりこの契約を継続することが困難となった場合には、その理由を記載した文書を交付することにより、この契約を解除させていただきます。この場合には、当施設は居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者はその旨を連絡します。
- ・当施設では、風邪等の感染性症状が見られる際は、受診を優先して頂く事をお願いしております。
- ・当施設では、急変、緊急時の連絡は必ず取れるようお願いしています。医療機関受診が必要になった場合は、介護保険制度上、利用は中断となりますことご理解頂き、速やかに介護予防センター、または連絡いたします病院へ起こし下さいますようお願いいたします。
- ・当施設サービスにおいて第三者による評価は実施しておりません。

以上